

婦勞
一般

楊端 C
10 丸
1

GAa1/1

8-15-12-2

少年局職員室主任殿

村

三
一
四

労働省婦人少年局栃本

勞働基準法第十章寄宿舎関係例規

労働省婦人少年局

女性と仕事の未来館



01077459



3
5
+1

昭和二十二年九月十三日

島

都道府県労働基準局長殿

労働 次 官

労働基準法の施行に関する件

労働基準法は昭和二十二年四月七日公布され、九月一日からその主要部分が施行されることとなり、八月三十一日附を以て「労働基準法一部施行の件」、「賃金委員会官制」、「労働者災害補償審査委員会官制」、「労働基準監督機関官制」及び「労働基準法施行規則」が公布され、本法は憲法第二十七條第二項に基いて労働者に人たるに値する生活を営むための必要を充すべき労働條件を保障するものであつて、その内容も広汎に亘り適用の対象もあらゆる産業と網羅する画期的なものであり、従つてその施行は民主的な労働態勢の確立、延いては我が国産業の再建にとつて極めて重大な意義を有つものであるから、労働者、使用者はもとより一般国民に対しても充分法に趣旨徹照を図ると共に、特に左記事項に留意して運用の万全を期せうと深く、命によつて通達する。

記

法第九十四條関係（概率）

- （一）寄宿舎生活は労働関係とは別個の私生活であり、一川に使用者が干渉することは私生活の自由を侵すものであつて、本條の運用にあつては、右の趣旨により充分の行政指導を行うこと。
- （二）「事業の附属寄宿舎」とは、社宅、独身寮の如き福利施設としてではなく、事業経営の必要上、

(三) 其の一部として設置される寄宿舍をいひ、爭鬪場との距離も一定の制限を基準とすること。
舎監、寮母を置いても私生活の自由を侵さない限り本條に抵触するものではないこと。

昭和二十三年三月三十日

島

都道府縣労働基準局長殿

労働省労働基準局長

労働基準法中寄宿舎に関する規定の施行に関する件

労働基準法第十章寄宿舎に関する規定の主要部分は各年十一月一日から施行されることになり、十月三十一日付を以て事業附属寄宿舎規程が公布され十一月一日から施行されたが、これらの規定は、従来々々もその概観はわかってあつた事業附属の寄宿舎における労働者の私生活の自由を確保し、同時に労働者の衛生、風紀及び生命の保持に必要な物的設備の基準を示すことを目的としたものであり、労働基準法中最も制約的な規定の一つであるから、労働者使用者はもとより一般国民に対しても充分法の趣旨徹底を図ると共に、特に左記事項に留意して運用の万全を期せられたい。

記

法第九十四條関係

(一) 事業附属寄宿舎の範囲については、先に九月十三日附労働省令第十七号通牒で一応の基準を示したが、その具体的適用については次の通りであること。

(イ) 寄宿舎とは、常態として相当人数の労働者が宿泊し共同生活の実態を備えるものをいひ、事業に附属するとは、事業経営の必要上その一部として設置せられこれを廃止することによつて事業の経営が不可能又は著しく困難となるような事業との必然的な関係をもつことをい

う、従つてこの二つの條件を充たすものが事業関係の寄宿舍として法十一年の適用を受けるものであること。

(2) 事業に耐強するか否かについては、概収次の基準によつて総合的に判定すること。

(イ) その事業が通常通勤距離内から労務を充定し得るか否か。

(ロ) 通勤距離外から雇い入れられ、労務者について労務管理上共同生活が要求されるが否か。

(ハ) 事業場内又はその附近にあるが否か。

従つて単なる現下の住宅建設のための福利施設として設置され、所謂アパート式寄宿舍はこれに含まれないこと。

(3) 寄宿舍であるか否かについては概収次の基準によつて総合的に判定すること。

(イ) 相当人数の労務者が宿泊してゐるか否か。

(ロ) 共同生活の場所が独立又は区劃され、施設であるか否か。

(ハ) 労務者が通常、起居飲食等の生活態様と共にする共同生活を営んでゐるか否か。

従つて社宅、鉦天長屋の如く居住する労務者が夫々独立の生活を営むもの、又は小人数の

労務者が事業主の家族と生活を共にする所謂住込みの如きものは含まれないこと。

明かに事業関係の寄宿舍と認むべきものを例示すれば次の如きものであること。

(4)

(イ) 鉦山、土建、林業、水産業等の現場の寄宿舍

(ロ) 紡績、興業工場の寄宿舍

(ハ) 中小工場で事業場の一部を利用する寄宿舍

(ニ) 大病院の看護婦の寄宿舍

(ホ) 大規模な商店、酒屋、旅館、料理店等の寄宿施設

- (一) 一般住宅地域と離れに場所を設置され下事業場、寄宿舍
使用有制の職員は含みその他名稱の如何を問はず寄宿舍の設備の管理並に寄宿舍規則の履行
に關する使用者の事務を取扱ふことができるだけで労働者の私生活の自治に干渉することは絶
對にできない趣旨であること

法第九十五條関係

- (一) 本條第一項第一号乃至第四号は寄宿舍生活中心労働関係の要請を元すために規制せらるべき部
分であり、従つて寄宿舍労働者と使用者との共管事項として、これが規定の作成又は変更につい
て寄宿舍労働者の過半数の同意を必要としたものであること。
(二) 寄宿舍労働者の過半数が未成年者でない場合にも、規定第二條に準ずる手続を取らしめるよう
指導すること

- (三) 規程第三條第一号については、外出又は外泊の日時行先等と外出又は外泊の当日又は前日に
届出させることは差支えないが、それ以上の期間を置いて敵め届出しめる場合には許可を受け
させる場合と同じ効果を持つから、これを避けしめるよう指導すること。

- (四) 食費部屋代寝具の損料と労働者に負担せしめる場合には、これ等の労働條件に關する事項につ
いては就業規則中に規定すること。

- (五) 寄宿舍規則作成方法詳細については別途通牒の見込であること。

法第九十六條関係

- (一) 規程第六條以下は法第九十六條に基いて具體的基準を定めたものであること。
(二) 事業附屬寄宿舍についても法第五十四條及び第五十五條の適用があることに留意すること。
(三) 規程第七條関係

- (一) 「附近」とは、社会通念上危険性又は有害性の及ぶ得る地域を云ふこと。
- (二) 第七号の建物又は場所とは、普通感染症の検査室の如きものは含まず、伝染病院の隔離病舎、整齊処理場等を云ふこと。
- (三) 規定第八條の完全な区画とは、壁、板しきり等をいうこと。
- (四) 規定第十條の防火壁は、上下式鉄扉、耐火構造の隔壁等を云ふこと。
- (五) 規定第十一條の階段は、常用なると非常用なるとを問はないが、避難の目的上等々常時使用せられるものであることが望ましいこと。
- (六) 本條の規定は避難の目的で設けられものであるから、階段は棟内各室からもつとも手近な場所に配置され、且つ外部の安全な場所に通ずる出口に容易に行くことのできるものでなければならぬこと。
- (七) 規定第十二條の「有効に保持する」とは、階段又は通路を障害になる物等によつて阻害せず、非常に際して直ちに避難の用に使用することが出来るように保持する意味であること。
- (八) 規定第十三條については積雪地においては本條立法の趣旨に鑑み、引戸とするよう指導すること。
- (九) 規定第十六條のたん室は、概ね寄宿労働者五〇人につき又は一廊下につき一個程度とするよう指導すること。
- (十) 規程第十七條才七号の手すり片方が壁等である場合には他の片側のみに差支えないこと。
- (十一) 規程第十九條才七号の「有効採光面積」とは、自然照明のために有効に使用され得る窓の面積を意味し無双窓の如き構造のものにあつては外光の射入し得る面積のみを考へること。
- (十二) 規程第二十條の蚊帳授具等は、使用者が寄宿労働者のために備へねばならぬが、労働者が在

意に持込むことを禁止する趣旨ではないこと。

- (七) 規程第二十一條の「適当な方法」とは寢室専用に使用し且就寝中と掲示する等の方法を云ふものであるが、本文が原則であることを強調し指導すること。

- (八) 規程第二十四條の食堂は、必ずしも寄宿労働者専用のものであることを必要としないが、寄宿舎よりの距離の遠くないものでなければならぬこと。

- (九) 規程第二十五條関係

- (一) 第二号の床面積は、交替して食事する場合には、毎回の食事の際の一人について一平方メートル以上あれば差支ないこと。

- (二) 第五号の設備は、炊事設備で足りること。

- (三) 第八号の水質検査は、日本薬局方冷水試験法を標準とすること。又水質検査の機関は公共団体の外試験所研究所等權威あるものならよいこと。

- (四) 第九号の防火構造とは、とくに、ぶりき等を張つたものである差支ないこと。

- (六) 規程第二十六條については、労働安全衛生規則第二百二十三條と同じく、置くようにすればよい趣旨であること。

- (七) 規程第二十七條若二号の必要な用具とは、乾衣場にあつては乾衣籠又は棚、浴室にあつては洗面器又は桶を言うこと。

- (八) 規程第三十一條の健康診断の内容については、安全衛生規則第五十條の規定に準ずること。

- (九) 規程第三十三條の病室は、寄宿労働者の短期間に治療すべき疾病のために使用されることを本質とし、病室を有する診療所が至近の場所に設けられてゐる場合には、これを代用するも差支ないこと。

(三) 規程第三十四條の衛生管理監督員でない場合には事業場の新生管理若し兼任せしめてはならぬが、その本務に支障のない限り寄宿舎において衛生管理以外の職務を兼ねるも差支へないこと。

(三) 規程第三十五條の伝染性の疾病とは、所謂伝染病の外、伝染性皮膚疾患又は伝染性眼疾患等集團生活にありて伝染のおそれの多い疾患を言うこと。

(三) 規程第三十六條の許可については、事業の種類、規模、寄宿期間、寄宿労働者の性別、年令別等を考慮することと要するが、現下の資材需給状況より己むを得ない こと認めらるるものについては当分の内規収次の基準によつて適宜許可すること。

(1) 規程第八條については、二階以上の建物であつて、各階を夫々男子用又は女子用とするか或は平家建てであつても出入口まゝ区劃があるが如き場合には許可すること。

(2) 規程第十七條各号の基準に近いものについては、階段と使用する労働者数等をも勘案して修正適用して差支へないこと。

(3) 規程第十八條関係
(1) 廊下の幅については、九メートルまでは修正適用して差支へないこと。

(4) 山小屋その他の一階建ての仮設の寄宿舎をやむを得ぬ事情のあるものについては戸部下でなくとも許可すること。

(4) 規程第十九條関係

(1) 別に定めるものの外規程第三十九條の基準並は通常許可して差支へないこと。

(4) 山小屋その他の仮設の場所に設けられる寄宿舎においては、第七号は十燭光に満たなくともランプその他これに準ずる灯火施設が用は差支へないこと。

い) 第八号の除外は認めないこと。

(5) 規程第二十一條に「又は、睡眠を妨げないような備わりの措置をとる場合には許可すること。」

(6) 規程第二十五條については、第五号乃至第六号第八号第十一号第十三号第十五号及び第十
六号以外は許可して差支えないこと。

(7) 規程第二十七條関係については第二項第一号については男女が入浴の日時を別にする場合、
第二号及び第三号は一室の施設がある場合には適宜許可して差支えないが、第四号の除外は
認めないこと。

(8) 規程第二十八條については、第一号第二号第六号及び第八号以外は適宜許可して差支えな
いこと。

尚第二号については十人未満の労働者を寄宿させる場合、第六号については山小屋等の場
合には許可して差支えないこと。

(三) 規程第二十七條第四号及び第二十八條第七号の清浄な水は規程第二十五條第八号の飲用にす
る為の清浄に至らざとも入浴又は手洗に適當でなければ差支えないこと。

(四) 様式第三号中「特例を必要とする具体的事由」欄に、修正基準と併せ具体的に記入しめる
こと。

(五) 規程第三十七條の第二種寄宿舎とは、六箇月未満の経過後取壊すような仮設的寄宿舎といひ、
許宿する労働者がかばつても許宿舎建築物の使用の期間そのものが六ヶ月以上に亘る場合には、
第一種寄宿舎に該当すること。

(六) 規程第四十一條は現下の資材需給状況その他経済の実状に鑑み、特に除外を定めたものであ

るから、既に設置せられてゐる寄宿舍で本基準に適合としめるのに相当の資金等を受する事項について、概ね次の基準によつて承認すること。

なほ除外を承認する期間は一原則として一ヶ年間とし、期間終了後更に避けることのできない事由が並発するものについては、その際再び考慮すること。

(1) 規程第七條は既存の寄宿舍には適用がないが、除外の問題を生じないこと。

(2) 規程第八條については、事業の種類、建物の構造、当該寄宿舍の環境等を考慮し、相当期間承認して差支えないこと。

(3) 規程第九條一項については、適当な階段の設置又は改造に必要な最少限度の期間を限り承認すること。

第二項については、寄宿舍構造の耐火性、寄宿舍の耐火性を考慮し、避難の際の安全性が認められる場合には、階段の数が一つであっても、承認して差支えないこと。

(4) 規程第十三條については、積雪地において避難の際の安全を考慮して内堀戸として居るものは承認して差支えないこと。

(5) 規程第十四條及び第十九條については、略々基準に近く、一定安全衛生上支障がないと認められる場合には、承認して差支えないこと。

(6) 規程第十八條については、寄宿舍の環境、事業の種類等を考慮し、寄宿舍の耐火性を適宜文書せしめることを条件として、承認して差支えないこと。

(7) 規程第二十條については、複員以外は、承認して差支えないが、燃焼については、寄宿舍の環境等を考慮することとし、場合によつては改竄線管の使用等を条件として承認すること。

なほ防蚊金網の設備がめつる場合には蚊帳と同様に収束して差支えないこと

- (2) 規程第二十五條及び第二十八條については第二十五條第三号乃至第六号、才八号、才十一号、第十三号、第十五号及び才十六号並びに第二十八條第一号及び才八号以外は承認して差支えないこと

- (4) 規程第二十七條第二項第一号については男女が入浴の日時を異にする場合には承認して差支えないこと

(註)

改正事業財産寄宿舍規程、昭和二十四年十一月十六日公佈施行

才五條の二 この命令に定める許可の申請又は寄出に用いるべき様式は必要な事項の最少限度を記載すべきことを定めるものであつて、これと異なる様式を用いることを妨げるものではない。

労働基準法第十條關係解釋例

十二

第九十四條關係

営林署の山小屋

問 営林署の事業中伐木、製炭等の爲簡單なる小屋がけをなして居る場合は寄宿舍に相当するか

答 労働厚生福利施設でない場合である

問 営林署の事業中伐木、製炭等の爲に簡單な小屋がけつても、それが共同生活の形態を備うるものであれば、寄宿舍に該当する

(昭和二二・一一・二七、基発オ三九九号)

鉄道教習所の寄宿舍

問 鉄道教習所を設置しその教習目的を徹底させる主旨をとつて生徒と寄宿舍に入れることを建前

とするとき、右は労働基準法第十章の所謂事業附屬寄宿舍に該当しないものと考へられるが如何

か

答 鉄道教習所は、法第八條第十二号に該当する事業として労働基準法に適用をうけるものである

が、生徒は教習目的の爲に寄宿するものであつて教育事業の労働者として寄宿するものではないから、その寄宿舍は法第十章の事業附屬寄宿舍としては取扱はれない(昭和二二・一九、基発

オ一一号)

寄宿舍役員の選出及び寄宿舍規則の作業との關係

問 (一) 法第九十四條第二項の役員の選出に干渉してはならないとは、具体的に如何なる範圍をさす

ものなりや

自治組織体の役員は構成、員数、選出方法、選挙権の制限、被選挙権の議決方法等が考へら

れるので例示せられてい

(二) 以上の事に拘して使用者が自覚未だなき寄宿労働者の爲に案を作成し、寄宿全労働者の自由なる承認を求むることは違反なり。

(三) 前二号により決定せる事項と法第九十五條による寄宿舎規則中に記載し、又はそれ以外ノ事項と同規則中に記載することは違反なり。

答(一) 法第九十四條第三項は役員を選任に關する一切の事項(専断指示のすべてを含む)に干渉してはならぬ趣旨である。

(二) 使用者が案を作成する事は違法である。

(三) 違法である。(昭和二三・五・一、墨收第一三二七号)

自治会会監等の地位

問 女子労働者約八百名を収容する事業の町営寄宿舎に於て寄宿する女子労働者中より自治会の会長及び役員になるべき適當なる人物が見当らないので、使用者は従来、寄宿舎制度と自治的に切替える措置として会社の寄宿舎世話係職員(二十三・四才)三名を寄宿舎に入舎させ自治会の役員選挙を行つたところこの町二名が会長及び役員として当選したのであるが、当選した自治会の会長及び役員は工場に於ける労働には従事せず、専ら自治会事務に従事している。右は事實上、法第九十四條第三項に抵触していると思ふが如何。

答 寄宿舎に寄宿する労働者に關する事項について、使用者のために事務を処理するものは(世話係、其の他名稱の如何を問はず)たとへ寄宿舎に入舎していても、法第九十四條に規定する自治の主体としての労働者ではないから、会長、室長、其の他寄宿舎の自治に必要な役員となることはできない。(昭和二三・六・三、墨收第一八四四号)

井上繁氏の給料

問

寄宿舍の自治のみに専任する寮長に対しては、会社は給料を支拂うべきものでは無いと論議があるが、寄宿舍は会社の経営管理するもので、そのために労務に使うものと言えるから、たとへ自治のみなことに従事するとしても、会社は給料を支拂うべきと存するが如何。

答

事業附属寄宿舍に於ける自治活動は寄宿舍所有の私生活の自由の一部面であり、直接事業とは関係のないことであるが、事業附属寄宿舍の自治のみに専任する寮長に対して賃金を支拂ふか否かは当所看の自由である。(昭和二三・六、一六、基収第一九三三号)

第九十六條関係

階段の幅

問

規定の配列よりみれば規程第十八條才八号の幅は手すり幅のようにならぬが、本法中には最も重要と思はれる階段の幅に關する規定が皆無である。従つて才八号の幅は階段の幅と思はれるが如何。

答

階段の幅である。(昭和二三・三、二四、基収才八八六号)

修正適用の運用方針

問

事業附属寄宿舍規程様式才三号によれば特例を必要とする期間を記入しなければならぬが、之は同規程才三十六條の「これを修正して適用する」とは己むを得ざる特例にして法才八條才三号、才六号及び才七号の事業附属寄宿舍又は常時十人に満たない労務者を六ヶ月を超える期間寄宿舍とせる寄宿舍も可及的に第二章に定めるところに従い適用すべき意味なりや。

答

見解の通りであるが、その具体的運用方針については、三月三十日附基収才五〇八号通牒の通り(昭和二三・六、一一、基収才一八九七号)

中節下

問

この事業場において事業拡張に伴い、労働者の増員と図ると共に寄宿舎の増設と計画せざるを得ないが、市街地建築物法、敷地等との関係にて中廊下として棟数を減じたい意嚮であるが、この場合事業附属寄宿舎規程が十一條及び十二條の設備をしても十八條に違反するものとして設計変更を要するか。

答

見解の通り、（昭和二四、三、一〇 基収オ七四五号）

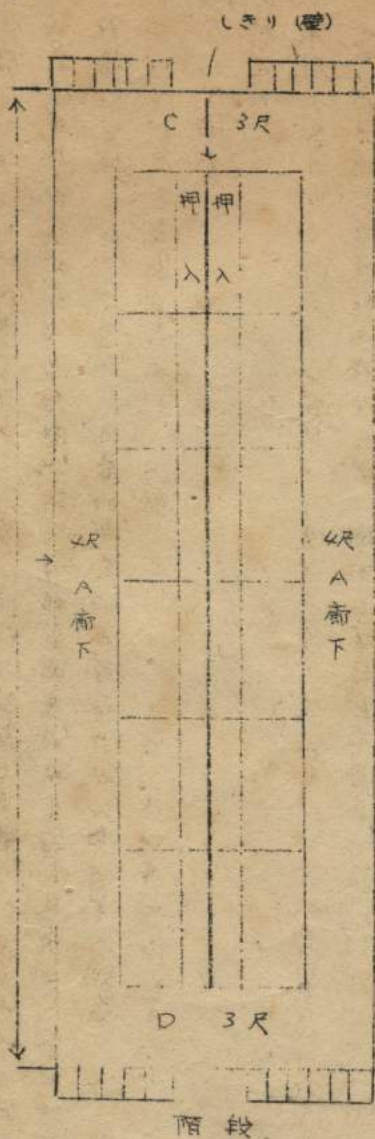
面側廊下

問

事業附属寄宿舎規程が十八條に「廊下は片廊下とし云々」とあるも左図の如く両側廊下にして差支えないか。

なほ本寄宿舎は中廊下のもので両廊下に改造しようとするものである。

図



答

A、Bの廊下については差し支えないが、C、Dが廊下であれば幅一、二米以上であることを要する。故に実情に応じて、Dを適当にA及びBより直接外部へ通ずる出入口と設けること。

（昭和二三、一一、二五基収オ三九五三号）

